

2019年9月12日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿  
山梨県県土整備部長 丹澤彦一殿

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山積みの問題を放置したまま都市計画  
に関連させた山梨県の環境影響評価の強行に抗議し、中止を求めます

私たちは国土交通省が中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山梨県区間で計画している高速道路での整備計画とその進め方に対し、これまで7年間にわたりその問題点を具体的事実に基づいて指摘し、国交省や関係諸機関への要請や、国会議員の出席のもとでの公開ヒアリングの開催等を行いながら、この計画に重大な瑕疵があることを明らかにしてきました。山梨県庁はこれらの経緯と問題点について、この間把握・検証もせず放置し、住民がこうむる権利の侵害や不利益等に対する対策を一切講じてきませんでした。

八ヶ岳南麓を横断するこの建設計画は、豊かな自然環境や景観・生活環境と農業・商業活動等に重大な影響を与えることが懸念されるだけでなく、少子高齢化対策の目玉として山梨県や北杜市が推進している県外者の移住促進の政策とも大きく矛盾するものです。またこの建設計画により、沿線住民の私たちの日常生活は大きく乱され、日本国憲法で保障されている平穏な生活を送る権利が侵害され、さらに財産権も脅かされている状態が続いています。

山梨県はこのような高速道路建設に関し、2019年5月に突如都市計画を持ち出し、その都市計画の決定権者は山梨県であるとして、中部横断自動車道の環境影響評価の手続きを都市計画道路の環境影響評価として行うことを表明しました。そして8月1日にその方法書の公表を強行し、説明会を開催しました。このような対応は、高速道路建設に際し、県民であり当事者ある住民、別荘所有者等が置かれている状況を全く考慮しない不当なやり方と言わざるを得ません。

山梨県は、県民の立場に立ち、公平な行政を行う義務があることは言うまでもないことで、現在山梨県が行っていることは著しく公平性、正当性を欠くものです。

## 1. 現在進めている環境影響評価の手続きの即時中止を求めます

①山梨県は環境影響評価の手続きはできない

山梨県は、中部横断自動車道を含む（仮称）韮崎都市計画道路1・4・1号の都市計画が、山梨県内に限る都市計画であり長野県にまたがる都市計画ではないと強弁しています。しかし、8月1日に公表された方法書では、「都市計画対象道路事業の位置」として、「起点：山梨県北杜市長坂町 終点：長野県南佐久郡佐久穂町」と書かれており、この道路に関する都市計画は山梨・長野両県にまたがるものであることを認めています。

都市計画法、環境影響評価法では、二つ以上の都府県にまたがる都市計画の決定権者は国土交通大臣又は市町村となっており、山梨県が都市計画決定権者となりえないことは明白です。

しかも方法書は山梨県・長野県の連名で出されており、その内容も両県にまたがる環境影響評価の方法を記述したものとなっており、山梨県が主張する「山梨県内の都市計画」とは大きく逸脱し矛盾するものとなっています。説明会では、山梨県は県内に関わる都市計画道路の環境影響評価の方法書の説明を行わなければならないにもかかわらず、その説明の内容と配布された資料は山梨・長野両県にまたがった環境影響評価の説明及び資料となっていました。説明会で、参加者からこの矛盾を追及された山梨県は、「参考として長野県のものも載せた」と釈明しましたが、これは全く説明とは言えないものです。山梨県内の都市計画に関する環境影響評価の説明と一緒に、長野県の環境影響評価の説明がわざわざ行われたことは、山梨県自らが都市計画が二県にまたがることを認めたものに他なりません。説明会の参加者は、一体何についての説明会かこれでは理解に苦しむと言う声もありました。

## ②おぎなりの方法書の公表・縦覧・住民説明会に問題あり

山梨県都市計画課は、8月1日に方法書の縦覧と意見書の提出、住民説明会の開催についてホームページに掲載しました。しかしそれは都市計画課のホームページであるため、県民や関係者は山梨県のホームページのどこにそれが掲載されているのか容易に見つけることができない状態でした。沿線住民の会の指摘で、ようやく山梨県のトップページの「注目情報」に掲載されました。

しかも方法書の縦覧と説明会の告知は当初、山梨県のホームページと甲斐市、韮崎市、北杜市の広報誌とCATVに掲載しただけでしたので、沿線住民の会から、それでは高速道路建設が予定される北杜市の住民等に周知できないことを指摘し、知る手段を有していない別荘所有者にも周知するよう要請しました。山梨県都市計画課はその要請を受けて「配達地域指定」という形で「お知らせ文」を郵送・配布しました。しかしそれでも「ポスティング」という方法を取らなかったため、知らせが届かなかったという声が沿線住民の会に多く届いています。方法書の説明会が住民、関係者にその開催を十分に周知しないで開催されたことは、行政の怠慢と言うべきものです。

さらに、その説明会も、甲斐市1回、韮崎市1回、北杜市2回と少ないものです。とりわけ、高速道路建設が予定される北杜市は、前述のように4万7千人もの住民がおり、多くの人がこの問題に関心をもち成り行きを見守っているのです。にもかかわらず、北杜市での説明会は高根町1回、須玉町1回だけであり、高速道路建設に密接に関係する長坂町、大泉町では説明会が開催されなかったことは、説明会の開催の大きな問題です。2013年に行われた地元説明会は、北杜市だけで10回にわたり開催されています。

8月21日に甲斐市で開催された説明会では、プロジェクターで映した図をもとに説明が行われましたが、その説明のもととなる資料は用意されておらず、参加者はただ録音された音声説明を延々と聞かされることになりました。参加者から苦情が相次ぎ、そのため沿線住民の会では説明会資料を用意するように山梨県都市計画課に要請し、次の韮崎の説明会から参加者へこの資料が配布されることになりました。

また、山梨県都市計画課が事前に準備した資料の数は、4説明会の会場定員分(1165名一都市計画課に確認)しかなく、北杜市の人口4万7千人だけを考えてもきわめて少ない数しか用意していない実態が明らかとなっています。さらに都市計画課以外の縦覧場所には住民説明会の資料は置いておらず、北杜市においては沿線住民の会が都市計画課に要請して資料を北杜市に届けさせ、沿線住民の会がその資料を住民に配布したのが実態です。これでは、山梨県都市計画課ができるだけ多くの住民・関係者に対して方法書の説明会の開催について準備したとはとても言えず、ただただ実績づくりのために行ったと言えます。

また説明会では参加者から「なぜ都市計画なのか」「環境影響評価は国交省が行うのではないか」などの質問が出ましたが、山梨県都市計画課はそれにも妥当性のある合理的な説明をできませんでした。このような不十分なままで説明会を「終了」したとすることには重大な問題があります。

従って、現在山梨県が進めている「(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線」の環境影響評価の手続きを直ちに中止することを求めます。

## 2. 山梨県知事・山梨県庁の公平性を欠いた住民軽視の対応に抗議します

沿線住民の会は本年2月27日、長崎幸太郎・山梨県知事に対して面談要請書を提出しましたが、3月22日付で面談を拒否されました。しかし長崎知事は高速道路建設地域に居住する住民、別荘所有者、商業・農業生産者との面談は拒否しながら、6月11日には中部横断自動車道の早期整備を求める北杜市の住民等とは面談し、「皆さまの思

いを受け止めて、国に山梨の声を伝え、動かしていくようにしたい」と答えています。まさにこれは、山梨県知事が公平・公正の立場にないことを示すものです。山梨県の行政の長として、県民の声を偏らずに聞く姿勢がなく、早期整備を求める一方だけの意見を聞くだけでは、中部横断自動車道の問題の解決につながらないことは明らかです。このような山梨県・長崎知事の言動に強く抗議します。

また、山梨県は中部横断自動車道の問題には県土整備部が対応すると表明しながら、責任を持った部長や理事が対応に当たることなく、県土整備部都市計画課を対応に当たらせていることは、住民軽視の現れという外ありません。都市計画課はこれまで中部横断自動車道（長坂～八千穂）の建設計画には全く関与しておらず、突然、それまでの高速道路推進課に代わって中部横断自動車道の窓口になると表明しました。しかし対応に当たった都市計画課の担当課員は、中部横断自動車道のこれまでの経緯や問題点をほとんど把握しておらず、沿線住民の会からの問いかけにまともに回答ができない状況にあり、責任を持って対応しているとは到底言えません。

しかも都市計画課の責任者の課長は、中部横断自動車道に関するすべての対応を部下の課員に押し付け、自ら対応することもせず、電話にも出ないという対応を続けています。これは、住民への対応は責任者の課長が出るまでもなく部下に対応させれば十分という、山梨県の住民軽視の姿勢が露骨に表れたものと言わざるを得ません。住民に対するこのように真摯さ、誠実さを欠いた対応の継続は、住民等の山梨県政への不信を増大させることになり、問題解決の糸口さえも失わせることにつながるもので、重大な問題です。

山梨県知事・山梨県庁のこのような公平性を欠く対応は、その責任を果たしているものとは言えません。強く抗議し、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山積みの問題に具体的に対応し解決するよう求めます。

【連絡先】

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

連絡担当：佐々木郁子 電話 0551-47-6260